

○内閣府令第六十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十九条第三項、第九十七条第二項ただし書及び第四項（同法第百条の二第三項において準用する場合を含む。）、第九十九条の五第五項後段並びに第百十四条の六並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の二第一号ホ及び第二号ニ、第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第六号並びに第三十五条第二項第一号ロ並びに第三項第一号及び第三号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

第一条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当

該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(技能検査)</p> <p>第十八条の二の三 「1〜3 略」</p> <p>4 第二十二條及び第二十四條(第五項を除くものとし、第一項、第四項及び第六項の規定にあつては普通免許に係る部分に限り、第二項及び第七項の規定にあつては大型免許、中型免許及び準中型免許に係る部分に限り、第九項及び第十項の規定にあつては大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項及び第六項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同條第九項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。</p> <p>5 「略」</p> <p>(大型免許等に係る受験資格の特例)</p> <p>第二十一條の三 令第三十四條の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四條第九項第三号又は第四号に定める成績とし、令第三十四條の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四條第九項第一号又は第二号に定める成績とする。</p> <p>(道路において行わなくてよい運転免許試験項目)</p> <p>第二十三條の二 法第九十七條第二項ただし書の内閣府令で定める</p>	<p>(技能検査)</p> <p>第十八条の二の三 「1〜3 同上」</p> <p>4 第二十二條及び第二十四條(第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同條第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。</p> <p>5 「同上」</p> <p>(大型免許等に係る受験資格の特例)</p> <p>第二十一條の三 令第三十四條の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、第二十四條第五項第二号に定める成績とし、令第三十四條の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、第二十四條第五項第一号に定める成績とする。</p> <p>(道路において行わなくてよい運転免許試験項目)</p> <p>第二十三條の二 法第九十七條第二項ただし書の内閣府令で定める</p>

項目は、次に掲げるものとする。

- 一 次条第一項の規定によりAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車（以下「AT自動車」という。）を使用して行う項目のうち方向変換、縦列駐車（縦列に駐車している自動車の間に縦列に駐車することをいう。以下同じ。）及び鋭角コースの走行
- 二 次条第一項の規定によりAT自動車以外の自動車を使用して行う項目
- 三 次条第二項の表の下欄に掲げる項目のうち方向変換、縦列駐車及び鋭角コースの走行

（技能試験）

第二十四条 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
普通免許	AT自動車	一 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む）

項目は、方向変換、縦列駐車（縦列に駐車している自動車の間に縦列に駐車することをいう。以下同じ。）及び鋭角コースの走行とする。

「各号を加える。」

（技能試験）

第二十四条 自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	一 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む） 二 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表において同じ。）

	<p>二 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下の表及び次項の表において同じ。）</p> <p>三 横断歩道の通過</p> <p>四 方向変換又は縦列駐車</p>
<p>A T自動車以外の自動車</p>	<p>一 幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下の表及び次項の表において同じ。）</p> <p>二 交差点の通行</p> <p>三 横断歩道及び踏切の通過</p> <p>四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下の表及び次項の表において同じ。）</p>

<p>大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）（カタピラを有する大型特殊自動車（車輪を有するものを除く。以下同じ。）のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許を除く。）</p>	<p>三 横断歩道の通過</p> <p>四 方向変換又は縦列駐車</p>
<p>大型二輪免許</p>	<p>一 幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下の表において同じ。）</p> <p>二 交差点の通行</p> <p>三 横断歩道及び踏切の通過</p> <p>四 方向変換</p>
<p>大型二輪免許</p>	<p>一 幹線コース及び周回コースの走行</p>

普通仮免許		普通第二種免許	
AT自動車	AT自動車以外の自動車	AT自動車	
一 幹線コース及び周回コースの走行	一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 方向変換 六 鋭角コースの走行	一 道路における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行 三 横断歩道の通過 四 人の乗降のための停車及び発進 五 転回 六 方向変換又は縦列駐車 七 鋭角コースの走行	五 方向変換

引第二種免許	牽引免許及び牽引	普通二輪免許	
三 横断歩道及び踏切の通過	一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行	一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 直線狭路コース、連続進路転換コース及び波状路コースの走行	二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表において同じ。） 五 直線狭路コース、連続進路転換コース及び波状路コースの走行

	AT自動車以外の自動車
<ul style="list-style-type: none"> 一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 	<ul style="list-style-type: none"> 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

大型仮免許及び中型仮免許	普通第二種免許	大型第二種免許及び中型第二種免許	
<ul style="list-style-type: none"> 一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 路端における停車及び発進 六 隘路^{あひ}への進入 	<ul style="list-style-type: none"> 一 道路における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行 三 横断歩道の通過 四 人の乗降のための停車及び発進 五 方向変換又は縦列駐車 六 鋭角コースの走行 	<ul style="list-style-type: none"> 一 道路における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行 三 横断歩道の通過 四 人の乗降のための停車及び発進 五 方向変換又は縦列駐車 六 鋭角コースの走行 	<ul style="list-style-type: none"> 四 曲線コースの走行 五 方向変換

2|| 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
大型免許、中型免許及び準中型免許	一 道路における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行 三 横断歩道の通過 四 方向変換又は縦列駐車
大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）（カタピラを有する大型特殊自動車（車輪を有するものを除く。以下	一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 方向変換

「項を加える。」

準中型仮免許及び普通仮免許	一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
---------------	---

<p>同じ。)のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許を除く。)</p>	<p>カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許</p>	<p>大型二輪免許</p>	<p>普通二輪免許</p>
<p>一 幹線コースの走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行</p>	<p>一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 直線狭路コース、連続進路転換コース及び波状路コースの走行</p>	<p>一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 直線狭路コース、連続進路転換コース及び波状路コースの走行</p>	<p>一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 直線狭路コース及び連続進路転換コースの走行</p>

	けん 牽引免許及び牽 引第二種免許	大型第二種免許 及び中型第二種 免許	大型仮免許及び 中型仮免許
<p> スの走行（総排気量については〇・一二 五リットル以下、定格出力については一 ・〇〇キロワット以下の原動機を有する 普通自動二輪車（以下「小型二輪車」と いう。）に限り運転することができる普 通二輪免許（以下「小型限定普通二輪免 許」という。）については、連続進路転 換コースの走行を除く。） </p>	<p> 一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コースの走行 五 方向変換 </p>	<p> 一 道路における走行（発進及び停止を含 む。） 二 交差点の通行 三 横断歩道の通過 四 人の乗降のための停車及び発進 五 方向変換又は縦列駐車 六 鋭角コースの走行 </p>	<p> 一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コー </p>

<p>準中型仮免許</p>	<p>五 路端における停車及び発進 六 隘路^{あい}への進入</p>
<p>一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行</p>	<p>スの走行</p>

3||

第一項の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験においては、A T自動車を使用して行う項目をA T自動車以外の自動車を使用して行う項目の前に行うものとし、A T自動車を使用している項目について第九項に定める合格基準に達する成績を得ることができなかつた者に対しては、A T自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

「項を加える。」

4||

次の各号に掲げる種類の免許に係る技能試験については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりA T自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

「項を加える。」

- 一 A T普通免許（運転することができる普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許をいう。以下同じ。）
- 二 A T普通第二種免許（運転することができる普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通第二種免許をいう。以下同じ。）
- 三 A T普通仮免許（運転することができる普通自動車をA T機

構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通仮免許をいう。以下この条において同じ。）

5|| 大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

6|| 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第九項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

「各号を削る。」

2|| 大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

3|| 技能試験は、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第五項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、当該各号に定める距離の全部を走行させることを要しない。

- 一|| 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許 六千メートル以上
- 二|| 大型免許、中型免許及び準中型免許 五千メートル以上
- 三|| 普通免許 四千五百メートル以上
- 四|| 準中型仮免許及び普通仮免許 二千メートル以上
- 五|| 大型二輪免許 千五百メートル以上
- 六|| 大型特殊免許（次号に掲げる大型特殊免許を除く。）、大型特殊第二種免許（次号に掲げる大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許 千二百メートル以上

免許の種類	普通免許	使用する自動車の距離
	AT自動車の自動車の自動車	四千五百メートル以上
普通第二種免許	AT自動車の自動車の自動車	千二百メートル以上
	AT自動車の自動車の自動車	六千メートル以上
普通仮免許	AT自動車の自動車の自動車	二千メートル以上
	AT自動車の自動車の自動車	千二百メートル以上
免許の種類	大型免許、中型免許及び準中型免許	五千メートル以上
	大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許）	千二百メートル以上

7|| 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

七|| カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許 二百メートル以上
「表を加える。」

「項を加える。」

9|| 8||

「略」

技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。

一 大型第二種免許、中型第二種免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。

二 普通第二種免許に係る技能試験にあつては、A T自動車を使用して行う項目及びA T自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて八十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について八十パーセント以上）の成績であること。

三 大型免許、中型免許、準中型免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、牽引免許及び準中型仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

四 普通免許に係る技能試験にあつては、A T自動車を使用して行う項目及びA T自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

五 「略」

六 普通仮免許に係る技能試験にあつては、A T自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上、A T自動車以外の自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

5|| 4||

「同上」

「同上」

一 第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。

「号を加える。」

二 第一種免許、準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

「号を加える。」

三 「同上」

「号を加える。」

10

技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。第二十六条の五第四項において同じ。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合には、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
「略」	自動車の種類
普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	<p>一 AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（AT自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの</p> <p>二 AT自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・</p>

6

「同上」

免許の種類	自動車の種類
「同上」	自動車の種類
普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	<p>乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの</p>

六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの

〔略〕

11〕
〔略〕

12〕
〔略〕

(試験の一部免除の基準)

第二十七条 令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第六号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第九項各号又は第二十五条に定める成績とする。

(再試験)

第二十八条の二 第二十二条、第二十三条の二、第二十四条(第五項を除くものとし、第一項、第四項及び第六項の規定にあつては普通免許に係る部分に限り、第二項及び第七項の規定にあつては準中型免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限り、第九項及び第十項の規定にあつては準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限る。)、第二十五条及び第二十六条の規定は、公安委員会が行う再試験(法第百条の二第一項の再試験をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験(以下「技能試験」とあるのは「再試験(以下「技能再試験」と、同条第二項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、

〔同上〕

7〕
〔同上〕

8〕
〔同上〕

(試験の一部免除の基準)

第二十七条 令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第六号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第五項各号又は第二十五条に定める成績とする。

(再試験)

第二十八条の二 第二十二条、第二十三条の二、第二十四条(第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限る。)、第二十五条及び第二十六条の規定は、公安委員会が行う再試験(法第百条の二第一項の再試験をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験(以下「技能試験」とあるのは「再試験(以下「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験において免許自動車等(法第七十一条の五第二項の免許自動車等をいう。以下同じ。)を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準

同条第六項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第七項及び第八項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第九項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験において免許自動車等（法第七十一条の五第二項の免許自動車等をいう。以下同じ。）を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、同項第三号及び第四号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第十項から第十二項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（教習の時間及び方法）

第三十三条 「1 4 略」

5 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一 技能教習については、次のとおりとする。

「イ」ト 略」

「と、同項第二号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第六項から第八項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（教習の時間及び方法）

第三十三条 「1 4 同上」

5 「同上」

一 「同上」

「イ」ト 同上」

升 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。第三十条第五号において同じ。）による教習は、次の表の上欄に掲げる教習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教習の科目について行い、かつ、その教習時間は、それぞれ同表の下欄に掲げる時間を超えないこと。

教習の区分		教習の科目	教習時間
大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）		基本操作及び基本走行	一時限
準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）		基本操作及び基本走行	三時限
普通免許（AT普通免許を除く。）に係る教習		基本操作及び基本走行 応用走行	一時限 一時限
AT普通免許に係る教習		基本操作及び基本走行	一時限

ネ 応用走行の最後において基本操作及び基本走行並びに応用

〔リット 略〕

升 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することが出来る普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

ネ 応用走行の最後の教習時限において基本操作及び基本走行

〔リット 同上〕

走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

〔ナウム 略〕

二 「略」

6 「略」

(卒業証明書の発行等)

第三十四条の二 「1・2 略」

3 法第九十九条の五第五項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、次に掲げる事項を記載した書面に当該技能検定を行った技能検定員が署名又は記名押印をして行うものとする。

〔一〇六 略〕

(指定前における教習を修了した者に対する技能試験)

第三十四条の四 令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第九項第一号、第二号、第三号(準中型仮免許に係るものを除く。)又は第四号に定める成績とする。

(申請の手続)

第三十五条 法第九十九条第一項の申請は、次に掲げる書類を添付した別記様式第二十の指定申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

〔一〇四 略〕

五 備付け自動車、運転シミュレーター、模擬運転装置及び無線指導装置一覧表

〔六〇八 略〕

並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

〔ナウム 同上〕

二 「同上」

6 「同上」

(卒業証明書の発行等)

第三十四条の二 「1・2 同上」

3 法第九十九条の五第五項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、次に掲げる事項を記載した書面に当該技能検定を行った技能検定員が記名押印して行うものとする。

〔一〇六 同上〕

(指定前における教習を修了した者に対する技能試験)

第三十四条の四 令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第五項第一号又は第二号(第一種免許に係るものに限る。)に定める成績とする。

(申請の手続)

第三十五条 「同上」

〔一〇四 同上〕

五 備付け自動車、運転シミュレーター、模擬運転装置(運転シミュレーターを除く。)及び無線指導装置一覧表

〔六〇八 同上〕

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	[略]			
	普通免許	12	18	30
	AT普通免許	16	18	34
	[略]			
普通第二種免許	普通第二種免許	12	14	26
	AT普通第二種免許	16	14	30
	[略]			
	[略]			
中型免許	普通免許	7	8	15
	AT普通免許	11	8	19
	[略]			
	普通第二種免許	7	4	11
	AT普通第二種免許	11	4	15
準中型免許	[略]			
	普通免許	4	8	12
	AT普通免許	8	8	17
	[略]			
普通第二種免許	普通第二種免許	4	5	9
	AT普通第二種免許	8	5	13
	[略]			
	[略]			
普通免許（AT限定普通免許を除く。）	なし	15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	14	22
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	15	19	34
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	19	29
AT限定普通免許	なし	12	18	30
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	15	23
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	12	18	30
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	19	29
[略]				

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	[同上]			
	普通免許	12	18	30
	AT限定普通免許	16	18	34
	[同上]			
普通第二種免許	普通第二種免許	12	14	26
	AT限定普通第二種免許	16	14	30
	[同上]			
	[同上]			
中型免許	普通免許	7	8	15
	AT限定普通免許	11	8	19
	[同上]			
	普通第二種免許	7	4	11
	AT限定普通第二種免許	11	4	15
準中型免許	[同上]			
	普通免許	4	8	12
	AT限定普通免許	8	8	17
	[同上]			
普通第二種免許	普通第二種免許	4	5	9
	AT限定普通第二種免許	8	5	13
	[同上]			
	[同上]			
普通免許（AT限定普通免許を除く。）	なし	15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	11	15	26
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	15	19	34
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	19	29
AT限定普通免許	なし	12	18	30
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	15	23
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	12	18	30
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	19	29
[同上]				

大型二輪免許 (AT大型二 輪免許を除く 。)	なし	18	20	36
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許	14	17	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	14	17	31
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタ ビラ限定大型特殊第二種免許	16	20	36
	普通二輪免許	5	7	12
	AT普通二輪免許(AT小型限定普 通二輪免許を除く。以下この表にお いて同じ。)	9	7	16
	小型限定普通二輪免許(AT小型限 定普通二輪免許を除く。以下この表 において同じ。)	9	11	20
	AT小型限定普通二輪免許	13	11	24
AT大型二輪 免許	なし	9	20	29
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許	7	17	24
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	7	17	24
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタ ビラ限定大型特殊第二種免許	9	20	29
	普通二輪免許	3	6	9
	AT普通二輪免許	4	6	10
	小型限定普通二輪免許	6	11	17
	AT小型限定普通二輪免許	7	11	18
普通二輪免許 (AT普通二 輪免許、小型 限定普通二輪 免許及びAT 小型限定普通 二輪免許を除 く。)	なし	9	10	19
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許	9	8	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	9	8	17
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタ ビラ限定大型特殊第二種免許	9	10	19
AT普通二輪	なし	5	10	15

大型二輪免許 (AT限定大 型二輪免許を 除く。)	なし	16	20	36
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許	14	17	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	14	17	31
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタ ビラ限定大型特殊第二種免許	16	20	36
	普通二輪免許	5	7	12
	AT限定普通二輪免許(AT小型限 定普通二輪免許を除く。以下この表 において同じ。)	9	7	16
	小型限定普通二輪免許(AT小型限 定普通二輪免許を除く。以下この表 において同じ。)	9	11	20
	AT小型限定普通二輪免許	13	11	24
AT限定大型 二輪免許	なし	9	20	29
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許	7	17	24
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	7	17	24
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタ ビラ限定大型特殊第二種免許	9	20	29
	普通二輪免許	3	6	9
	AT限定普通二輪免許	4	6	10
	小型限定普通二輪免許	6	11	17
	AT小型限定普通二輪免許	7	11	18
普通二輪免許 (AT限定普 通二輪免許、 小型限定普通 二輪免許及び AT小型限定 普通二輪免許 を除く。)	なし	9	10	19
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大 型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免 許	9	8	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	9	8	17
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタ ビラ限定大型特殊第二種免許	9	10	19
AT限定普通	なし	5	10	15

免許	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	5	8	13
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	5	8	13
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	5	10	15
[略]				
大型第二種免許	[略]			
	普通免許	15	19	34
	A T 普通免許	19	19	38
	[略]			
	普通第二種免許	15	14	29
	A T 普通第二種免許	19	14	33
中型第二種免許	[略]			
	普通免許	12	16	28
	A T 普通免許	16	16	32
	[略]			
	普通第二種免許	7	4	11
	A T 普通第二種免許	11	4	15
普通第二種免許 (A T 普通第二種免許を除く。)	大型免許	8	10	18
	中型免許	8	10	18
	中型車 (8 t) 限定中型免許	8	10	18
	A T 中型車 (8 t) 限定中型免許	8	14	22
	準中型免許	8	10	18
	準中型車 (5 t) 限定準中型免許	8	10	18
	A T 準中型車 (5 t) 限定準中型免許	8	14	22
	普通免許	8	13	21
	A T 普通免許	8	17	25
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	17	30	47
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	21	34	55
A T 普通第二種免許	大型免許	8	10	18
	中型免許	8	10	18
	中型車 (8 t) 限定中型免許又はA	8	10	18

二輪免許	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	5	8	13
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	5	8	13
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	5	10	15
[同上]				
大型第二種免許	[同上]			
	普通免許	15	19	34
	A T 限定普通免許	19	19	38
	[同上]			
	普通第二種免許	15	14	29
	A T 限定普通第二種免許	19	14	33
中型第二種免許	[同上]			
	普通免許	12	16	28
	A T 限定普通免許	16	16	32
	[同上]			
	普通第二種免許	7	4	11
	A T 限定普通第二種免許	11	4	15
普通第二種免許 (A T 限定普通第二種免許を除く。)	大型免許	8	10	18
	中型免許	8	10	18
	中型車 (8 t) 限定中型免許	8	10	18
	A T 中型車 (8 t) 限定中型免許	12	10	22
	準中型免許	8	10	18
	準中型車 (5 t) 限定準中型免許	8	10	18
	A T 準中型車 (5 t) 限定準中型免許	12	10	22
	普通免許	8	13	21
	A T 限定普通免許	12	13	25
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	20	28	48
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	24	30	54
A T 限定普通第二種免許	大型免許	8	10	18
	中型免許	8	10	18
	中型車 (8 t) 限定中型免許又はA	8	10	18

	I 中型車 (8 t) 限定中型免許			
準中型免許		8	10	18
	準中型車 (5 t) 限定準中型免許	8	10	18
	A T 準中型車 (5 t) 限定準中型免許	8	10	18
普通免許		8	13	21
	A T 普通免許	8	13	21
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		17	26	43
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	30	51

備考 [1～9 略]
[創る。]

- 10 この表において、カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許とは、それぞれ運転することができる大型特殊自動車にカタピラを有する大型特殊自動車に限る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。
- 11 この表において、A T 大型二輪免許とは、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車を A T 機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許をいう。
- 12 この表において、A T 普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車を A T 機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。
- 13 この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上28人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。
- 14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、A T 中型車（8 t）限定中型免許又は準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5 t）限定中型第二種免許（A T 準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及び A T 準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、A T 準中型車（5 t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種

	I 中型車 (8 t) 限定中型免許			
準中型免許		8	10	18
	準中型車 (5 t) 限定準中型免許	8	10	18
	A T 準中型車 (5 t) 限定準中型免許	8	10	18
普通免許		8	13	21
	A T 限定普通免許	8	13	21
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		17	26	43
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	30	51

備考 [1～9 同上]

- 10 この表において、A T 限定普通免許又は A T 限定普通第二種免許とは、それぞれ運転することができる普通自動車を A T 機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許又は普通第二種免許をいう。
- 11 この表において、カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許とは、それぞれ運転することができる大型特殊自動車にカタピラを有する大型特殊自動車に限る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。
- 12 この表において、A T 限定大型二輪免許とは、運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車を A T 機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型二輪免許をいう。
- 13 この表において、A T 限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車を A T 機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。
- 14 この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上28人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。
- 15 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、A T 中型車（8 t）限定中型免許又は準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5 t）限定中型第二種免許（A T 準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及び A T 準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、A T 準中型車（5 t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（A T 限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

二 [略]

大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

二 [同上]



第二条 道路交通法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(技能検査)

第十八条の二の三 「1〜3 略」

4 第二十二條及び第二十四條(第六項を除くものとし、第一項、第四項、第五項及び第七項の規定にあつては中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限り、第二項及び第八項の規定にあつては大型免許に係る技能試験に係る部分に限り、第十項及び第十一項の規定にあつては大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項及び第七項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同條第十項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。

5 「略」

(大型免許等に係る受験資格の特例)

第二十一條の三 令第三十四條の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四條第十項第三号又は第四号に定める成績とし、令第三十四條の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四條第十項第一号又は第二号に定める成績とする。

(技能試験)

改正前

(技能検査)

第十八条の二の三 「1〜3 同上」

4 第二十二條及び第二十四條(第五項を除くものとし、第一項、第四項及び第六項の規定にあつては普通免許に係る部分に限り、第二項及び第七項の規定にあつては大型免許、中型免許及び準中型免許に係る部分に限り、第九項及び第十項の規定にあつては大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項及び第六項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同條第九項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。

5 「同上」

(大型免許等に係る受験資格の特例)

第二十一條の三 令第三十四條の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四條第九項第三号又は第四号に定める成績とし、令第三十四條の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四條第九項第一号又は第二号に定める成績とする。

(技能試験)

第二十四条 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転

第二十四条 「同上」

に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
中型免許、準中型免許及び普通免許	AT自動車	一 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 三 横断歩道の通過 四 方向変換又は縦列駐車
	AT自動車以外の自動車	一 幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下こ

免許の種類	使用する自動車	項目
普通免許	AT自動車	一 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 三 横断歩道の通過 四 方向変換又は縦列駐車
	AT自動車以外の自動車	一 幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下こ

	<p>中型第一種免許</p>
	<p>AT自動車</p>
<p>の表及び次項の表において同じ。）</p> <p>二 交差点の通行</p> <p>三 横断歩道及び踏切の通過</p> <p>四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）</p> <p>五 方向変換</p>	<p>AT自動車以外 の自動車</p> <p>一 道路における走行（発進及び停止を含む。）</p> <p>二 交差点の通行</p> <p>三 横断歩道の通過</p> <p>四 人の乗降のための停車及び発進</p> <p>五 方向変換又は縦列駐車</p> <p>六 鋭角コースの走行</p> <p>一 幹線コース及び周回コースの走行</p>
<p>「項を加える。」</p>	
<p>の表及び次項の表において同じ。）</p> <p>二 交差点の通行</p> <p>三 横断歩道及び踏切の通過</p> <p>四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）</p> <p>五 方向変換</p>	

		普通第二種免許	
	AT自動車以外 の自動車	AT自動車	
通過	<ul style="list-style-type: none"> 一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の 	<ul style="list-style-type: none"> 一 道路における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行 三 横断歩道の通過 四 人の乗降のための停車及び発進 五 転回 六 方向変換又は縦列駐車 七 鋭角コースの走行 	<ul style="list-style-type: none"> 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 方向変換 六 鋭角コースの走行

		普通第二種免許	
	AT自動車以外 の自動車	AT自動車	
通過	<ul style="list-style-type: none"> 一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の 	<ul style="list-style-type: none"> 一 道路における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行 三 横断歩道の通過 四 人の乗降のための停車及び発進 五 転回 六 方向変換又は縦列駐車 七 鋭角コースの走行 	

	中型仮免許	
	AT自動車	
AT自動車以外の自動車		
<ul style="list-style-type: none"> 一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 	<ul style="list-style-type: none"> 一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 路端における停車及び発進 六 隘路^{あい}への進入 	<ul style="list-style-type: none"> 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 方向変換 六 鋭角コースの走行

	「項を加える。」	
		<ul style="list-style-type: none"> 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 方向変換 六 鋭角コースの走行

大型免許	免許の種類	項	目	2 次の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。	
				AT自動車	AT自動車以外の自動車
一 道路における走行（発進及び停止を含む。）	一 幹線コース及び周囲コースの走行	一 幹線コース及び周囲コースの走行	一 幹線コース及び周囲コースの走行	一 幹線コース及び周囲コースの走行	一 幹線コース及び周囲コースの走行
二 交差点の通行	二 交差点の通行	二 交差点の通行	二 交差点の通行	二 交差点の通行	二 交差点の通行
三 横断歩道の通過	三 横断歩道及び踏切の通過	三 横断歩道及び踏切の通過	三 横断歩道及び踏切の通過	三 横断歩道及び踏切の通過	三 横断歩道及び踏切の通過
				四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行	四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

大型免許、中型免許及び準中型免許	免許の種類	項	目	2 「同上」	
				普通仮免許	AT自動車
一 道路における走行（発進及び停止を含む。）	一 幹線コース及び周囲コースの走行	一 幹線コース及び周囲コースの走行	一 幹線コース及び周囲コースの走行	一 幹線コース及び周囲コースの走行	一 幹線コース及び周囲コースの走行
二 交差点の通行	二 交差点の通行	二 交差点の通行	二 交差点の通行	二 交差点の通行	二 交差点の通行
三 横断歩道の通過	三 横断歩道及び踏切の通過	三 横断歩道及び踏切の通過	三 横断歩道及び踏切の通過	三 横断歩道及び踏切の通過	三 横断歩道及び踏切の通過
				四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行	四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

3 第一項の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験においては、AT自動車を使用して行う項目をAT自動車以外の自動車を 使用して行う項目の前に行うものとし、AT自動車を使用して行	大型第二種免許	四 方向変換又は縦列駐車
	大型第二種免許 一 道路における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行 三 横断歩道の通過 四 人の乗降のための停車及び発進 五 方向変換又は縦列駐車 六 鋭角コースの走行	
	大型仮免許	四 方向変換又は縦列駐車
	大型仮免許 一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 路端における停車及び発進 六 隘路 ^{あい} への進入	
	〔項を削る。〕	

3 第一項の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験においては、AT自動車を使用して行う項目をAT自動車以外の自動車を 使用して行う項目の前に行うものとし、AT自動車を使用して行	大型第二種免許及び中型第二種免許	四 方向変換又は縦列駐車
	大型第二種免許及び中型第二種免許 一 道路における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行 三 横断歩道の通過 四 人の乗降のための停車及び発進 五 方向変換又は縦列駐車 六 鋭角コースの走行	
	大型仮免許及び中型仮免許	四 方向変換又は縦列駐車
	大型仮免許及び中型仮免許 一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 路端における停車及び発進 六 隘路 ^{あい} への進入	
	準中型仮免許	四 方向変換又は縦列駐車
	準中型仮免許 一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行	

う項目について第十項に定める合格基準に達する成績を得ることができなかつた者に対しては、A T自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

4 次の各号に掲げる種類の免許に係る技能試験については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりA T自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

一|| A T中型免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許をいう。以下同じ。）

二|| A T準中型免許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型免許をいう。以下同じ。）

三|| 「略」

四|| A T中型第二種免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許をいう。以下同じ。）

五|| 「略」

六|| A T中型仮免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型仮免許をいう。以下この条において同じ。）

う項目について第九項に定める合格基準に達する成績を得ることができなかつた者に対しては、A T自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

4 「同上」

一|| 「号を加える。」

二|| 「号を加える。」

三|| 「同上」

四|| 「号を加える。」

五|| 「同上」

六|| 「号を加える。」

七|| A T 準中型仮免許（運転することができ、準中型自動車及び普通自動車を A T 機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車を限る準中型仮免許をいう。以下この条において同じ。）

八|| 「略」

5|| 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の免許を現に受けている者に対するものに限る。）については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により A T 自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。

技能試験に係る免許の種類 中型免許（A T 中型免許を除く。）	現に受けている免許の種類 準中型免許（A T 準中型免許を除く。以下この表において同じ。）、普通免許（A T 普通免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。以下この表において同じ。）
準中型免許 中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）	普通免許又は普通第二種免許 普通第二種免許
中型仮免許（A T 中型仮免許を除く。）	準中型免許、普通免許、普通第二種免許、準中型仮免許（

「号を加える。」

三|| 「同上」

「項を加える。」

準中型仮免許	<p>AT準中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）又は普通仮免許（AT普通仮免許を除く。以下この表において同じ。）</p> <p>普通免許、普通第二種免許又は普通仮免許</p>
--------	---

6|| 大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（中型仮免許の技能試験にあつては、AT自動車を使用时に行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7|| 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第十項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

中型免許 中型免許及び準 中型免許	免許の種類	使用する自動車	距離
	AT自動車以外	AT自動車	五千メートル以上 千二百メートル以上

5|| 大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

6|| 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第九項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

「項を加える。」	免許の種類	使用する自動車	距離

大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く）	大型免許	五千メートル以上	距離
	大型特殊免許	千二百メートル以上	
	中型第二種免許及び普通第二種免許	AT自動車 AT自動車以外 の自動車	六千メートル以上 千二百メートル以上
	中型仮免許	AT自動車 AT自動車以外 の自動車	千二百メートル以上 千二百メートル以上
	準中型仮免許及び普通仮免許	AT自動車 AT自動車以外 の自動車	千二百メートル以上 千二百メートル以上

8|| 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く）	大型免許、中型免許及び準中型免許	五千メートル以上	距離
	大型特殊免許	千二百メートル以上	
	普通第二種免許	AT自動車 AT自動車以外 の自動車	六千メートル以上 千二百メートル以上
	普通仮免許	AT自動車 AT自動車以外 の自動車	千二百メートル以上 千二百メートル以上

7|| 「同上」

<p>く。）、大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許及び大型仮免許</p>	<p>〔略〕</p> <p>大型第二種免許 六千メートル以上</p>	<p>9 〔略〕</p> <p>技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 大型第二種免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。</p> <p>二 中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験にあつては、AT自動車を使用して行う項目及びAT自動車以外の自動</p>
--	--	---

<p>く。）、大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許</p>	<p>〔同上〕</p> <p>大型第二種免許及び中型第二種免許 六千メートル以上</p> <p>準中型仮免許 二千メートル以上</p>	<p>9 8 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 大型第二種免許、中型第二種免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。</p> <p>二 普通第二種免許に係る技能試験にあつては、AT自動車を使用して行う項目及びAT自動車以外の自動車を使用して行う項</p>
--	---	---

車を使用して行う項目のそれぞれについて八十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について八十パーセント以上）の成績であること。

三 大型免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び牽引免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

四 中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験にあつては、A T自動車を使用して行う項目及びA T自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

五 大型仮免許に係る技能試験にあつては、六十パーセント以上の成績であること。

六 中型仮免許に係る技能試験にあつては、A T自動車を使用して行う項目及びA T自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上）の成績であること。

七 準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、A T自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上、A T自動車以外の自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつ

目のそれぞれについて八十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について八十パーセント以上）の成績であること。

三 大型免許、中型免許、準中型免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、牽引免許及び準中型仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

四 普通免許に係る技能試験にあつては、A T自動車を使用して行う項目及びA T自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

五 大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験にあつては、六十パーセント以上の成績であること。

「号を加える。」

六 普通仮免許に係る技能試験にあつては、A T自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上、A T自動車以外の自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上（第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して

ては、A T自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上)の成績であること。

11|| 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害(令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。第二十六条の五第四項において同じ。)がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合には、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

中型免許	[略]	
	免許の種類	自動車の種類
		一 A T自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車(A T自動車に限る。)で長さが七・〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの 二 A T自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車(A T自動車以外の自動車に限る。)で

行う項目について七十パーセント以上)の成績であること。

10|| [同上]

中型免許	[同上]	
	免許の種類	自動車の種類
		最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車で長さが七・〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの

	<p>準中型免許及び 準中型仮免許</p>	<p>普通免許、普通 第二種免許及び 普通仮免許</p>
<p>長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの（以下この表において「特定普通免許標準試験車両」という。）</p>	<p>一 A T自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量二、〇〇〇キログラム以上の準中型自動車（A T自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び前軸輪距が一・三〇メートル以上のもの</p> <p>二 A T自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両</p>	<p>一 A T自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（A T自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの</p> <p>二 A T自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準</p>

	<p>準中型免許及び 準中型仮免許</p>	<p>普通免許、普通 第二種免許及び 普通仮免許</p>
<p>最大積載量二、〇〇〇キログラム以上の準中型自動車で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び前軸輪距が一・三〇メートル以上のもの</p>	<p>一 A T自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（A T自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの</p> <p>二 A T自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以</p>	<p>一 A T自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（A T自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの</p> <p>二 A T自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以</p>

	準試験車両
<p style="text-align: center;">〔略〕</p>	<p>中型第二種免許</p> <p>一 AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが六・五メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの</p> <p>二 AT自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両</p>
<p style="text-align: center;">〔略〕</p>	<p>中型仮免許</p> <p>一 AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一人以上二十九人以下のバス型の中型</p>

	<p>上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの</p>
<p style="text-align: center;">〔同上〕</p>	<p>中型第二種免許</p> <p>乗車定員一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車で長さが八・二〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・二〇メートル以上のもの</p>
<p style="text-align: center;">〔同上〕</p>	<p>中型仮免許</p> <p>最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者</p>

12	〔略〕	<p>自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、乗車定員一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（A T自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの）</p> <p>二 A T自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両</p>
13	〔略〕	

11	〔同上〕	<p>については、乗車定員一人以上二九人以下のバス型の中型自動車で長さが八・二〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・二〇メートル以上のもの）</p>
12	〔同上〕	

（試験の一部免除の基準）
 第二十七条 令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第六号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項各号又は第二十五条に定める成績とする。
 （再試験）
 第二十八条の二 第二十二條、第二十三條の二、第二十四條（第六項を除くものとし、第一項、第四項、第五項及び第七項の規定にあつては準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限り、第二項及び第八項の規定にあつては大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能試験に係る部分に限り、第十項及び第十一項の規定にあつては準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二

（試験の一部免除の基準）
 第二十七条 令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及びニ並びに第六号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第九項各号又は第二十五条に定める成績とする。
 （再試験）
 第二十八条の二 第二十二條、第二十三條の二、第二十四條（第五項を除くものとし、第一項、第四項及び第六項の規定にあつては普通免許に係る部分に限り、第二項及び第七項の規定にあつては準中型免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限り、第九項及び第十項の規定にあつては準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限る。）

輪免許に係る技能試験に係る部分に限る。）、第二十五条及び第二十六条の規定は、公安委員会が行う再試験（法第百条の二第一項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験（以下「技能試験」とあるのは「再試験（以下「技能再試験」と、同条第二項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項及び第五項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第七項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第八項及び第九項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第十項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験において免許自動車等（法第七十一条の五第二項の免許自動車等をいう。以下同じ。）を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、同条第三号及び第四号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第十一項から第十三項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有

び第二十六条の規定は、公安委員会が行う再試験（法第百条の二第一項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験（以下「技能試験」とあるのは「再試験（以下「技能再試験」と、同条第二項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第六項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第七項及び第八項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第九項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験において免許自動車等（法第七十一条の五第二項の免許自動車等をいう。以下同じ。）を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、同条第三号及び第四号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第十項から第十二項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」と、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試

すると認められなかつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

(教習の時間及び方法)

第三十三条 「1〜4 略」

5 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一 技能教習については、次のとおりとする。

「イ〜ト 略」

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。第三十条第五号において同じ。）による教習は、次の表の上欄に掲げる教習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教習の科目について行い、かつ、その教習時間は、それぞれ同表の下欄に掲げる時間を超えないこと。

教習の区分	教習の科目	教習時間
大型免許に係る教習	基本操作及び基本走行	一時限
中型免許（AT中型免許を除く。）又は準中型免許（AT）	基本操作及び基本走行	一時限
準中型免許を除く。以下この	並びに応用	

験」と読み替えるものとする。

(教習の時間及び方法)

第三十三条 「1〜4 同上」

5 「同上」

一 「同上」

「イ〜ト 同上」

チ 「同上」

教習の区分	教習の科目	教習時間
大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限

「項を加える。」

6

二

〔略〕

〔略〕

〔リム 略〕

<p>〔略〕</p>	<p>欄において同じ。）に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）</p>	<p>走行</p>	
	<p>AT中型免許又はAT準中型免許に係る教習（AT準中型現にAT普通免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）</p>	<p>基本操作及び基本走行</p>	<p>一時限</p>
	<p>準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）</p>	<p>基本操作及び基本走行</p>	<p>一時限</p>
	<p>普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）</p>	<p>応用走行</p>	<p>一時限</p>

6

二

〔同上〕

〔同上〕

〔リム 同上〕

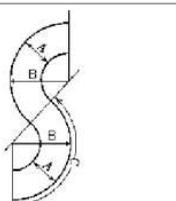
<p>〔同上〕</p>	<p>〔項を加える。〕</p>	<p>〔項を加える。〕</p>	
	<p>準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）</p>	<p>基本操作及び基本走行</p>	<p>三時限</p>

(指定前における教習を修了した者に対する技能試験)

第三十四条の四 令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号から第四号までに定める成績とする。

別表第三(第三十二条関係)

- 一 「略」
- 二 コースの形状及び構造に関する基準

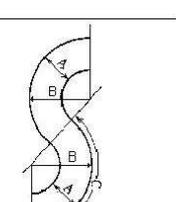
方向変	<p>一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げ</p> <p>二 「略」</p>		<p>教習に係る免許の種類</p> <p>図示の記号</p>		大型免許及び大型	中型免許	准中型免許	大型二種		
			幅	半径	弧の長さ	許の種類	第二種免許	種免許	普通免許及び普通二種免許	普通二種免許
曲線	<p>一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。</p>	<p>備考 半径は、図示のCを円周の一部とする円の半径をいい、弧の長さは、その円の円周の八分の三の長さとする。</p>	A	B	C	五メートル	四メートル	三・五メートル	三・五メートル	二メートル
コース			五メートル	二・二メートル	五メートル	五メートル	九・七五メートル	七・五メートル	五・五メートル	五・五メートル

(指定前における教習を修了した者に対する技能試験)

第三十四条の四 令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第九項第一号、第二号、第三号(准中型仮免許に係るものを除く。)又は第四号に定める成績とする。

別表第三(第三十二条関係)

- 一 「同上」
- 二 「同上」

方向変	<p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p>		<p>教習に係る免許の種類</p> <p>図示の記号</p>		大型免許及び大型第一種免許	中型免許及び中型第二種免許	准中型免許	大型二種免許及び普通免許		
			幅	半径	弧の長さ	許の種類	種免許	普通免許及び普通二種免許	普通二種免許	
曲線	<p>一 「同上」</p>	<p>備考 半径は、図示のCを円周の一部とする円の半径をいい、弧の長さは、その円の円周の八分の三の長さとする。</p>	A	B	C	五メートル	四メートル	三・五メートル	三・五メートル	二メートル
コース			五メートル	二・二メートル	五メートル	五メートル	九・七五メートル	七・五メートル	五・五メートル	五・五メートル

ス 換コー

る基準を満たしているものであること。

幅	許の種		幅	許の種		幅	許の種	
	大型免許	中型免許		大型免許	中型免許		大型免許	中型免許
A	六メートル	五メートル	A	五メートル	四・五メートル	A	三・五メートル	三・五メートル
B	五メートル	五メートル	B	五メートル	四・五メートル	B	三・五メートル	三・五メートル
C	一〇メートル	一〇メートル	C	八メートル	八メートル	C	五メートル	五メートル
D	一〇メートル	一〇メートル	D	八メートル	七メートル	D	五メートル	五メートル
E	二・五メートル以上	二・五メートル以上	E	二・五メートル以上	二・五メートル以上	E	二・五メートル以上	二・五メートル以上

備考 一 すみ切り半径とは、曲角部を円形に切った場合の、その円の半径をいふ。
 二 図の上側及び下側のいずれの出入口部からも進入することができるものである。ただし、上側の出入口部からだけ進入することができるコースと下側の出入口部からだけ進入することができるコースの双方を設けることにより、これに代えることができる。
 三 大型免許に係る講習に用いるコースにあつては、図示のAを五メートルとすることができる。この場合下側及び上側の出入口部は、四・〇メートルとする。

「略」

二 「略」

鋭角コース

一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。

幅	許の種		幅	許の種		幅	許の種	
	大型第二種免許	中型第二種免許		大型第二種免許	中型第二種免許		大型第二種免許	中型第二種免許
A	五メートル	四メートル	A	三・五メートル	三・五メートル	A	三・五メートル	三・五メートル
B	一メートル	〇・七メートル	B	〇・七メートル	〇・七メートル	B	〇・七メートル	〇・七メートル
C	六十度	六十度	C	六十度	六十度	C	六十度	六十度

備考 一 切取線の長さとは、コースの内側の曲角部を直線に切った時に生じる切取線の長さをいふ。
 二 コースの外側の曲角部については、教習に使用する自動車の構造及び性能に応じ、コースの内側の曲角部と平行に切ることもできる。

二 「略」

ス 換コー

る基準を満たしているものであること。

幅	許の種		幅	許の種		幅	許の種	
	大型免許	中型免許		大型免許	中型免許		大型免許	中型免許
A	六メートル	五メートル	A	五メートル	四・五メートル	A	三・五メートル	三・五メートル
B	五メートル	五メートル	B	五メートル	四・五メートル	B	三・五メートル	三・五メートル
C	一〇メートル	一〇メートル	C	八メートル	八メートル	C	五メートル	五メートル
D	一〇メートル	一〇メートル	D	八メートル	七メートル	D	五メートル	五メートル
E	二・五メートル以上	二・五メートル以上	E	二・五メートル以上	二・五メートル以上	E	二・五メートル以上	二・五メートル以上

備考 一 すみ切り半径とは、曲角部を円形に切った場合の、その円の半径をいふ。
 二 図の上側及び下側のいずれの出入口部からも進入することができるものである。ただし、上側の出入口部からだけ進入することができるコースと下側の出入口部からだけ進入することができるコースの双方を設けることにより、これに代えることができる。
 三 大型免許に係る講習に用いるコースにあつては、図示のAを五メートルとすることができる。この場合下側及び上側の出入口部は、四・〇メートルとする。

「同上」

二 「同上」

鋭角コース

一 「同上」

幅	許の種		幅	許の種		幅	許の種	
	大型第二種免許	中型第二種免許		大型第二種免許	中型第二種免許		大型第二種免許	中型第二種免許
A	五メートル	五メートル	A	三・五メートル	三・五メートル	A	三・五メートル	三・五メートル
B	一メートル	〇・五メートル	B	〇・五メートル	〇・五メートル	B	〇・五メートル	〇・五メートル
C	六十度	六十度	C	六十度	六十度	C	六十度	六十度

備考 一 切取線の長さとは、コースの内側の曲角部を直線に切った時に生じる切取線の長さをいふ。
 二 コースの外側の曲角部については、教習に使用する自動車の構造及び性能に応じ、コースの内側の曲角部と平行に切ることもできる。

二 「同上」

「略」

備考

「一〇三 略」

四|| 中型免許（AT中型免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース又は方向変換コースを走行する教習を行う場合における当該コースに係るコースの基準については、普通免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。

五|| 中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース、方向変換コース又は鋭角コースを走行する教習を行う場合における屈折コース、曲線コース若しくは方向変換コース又は鋭角コースに係るコースの基準については、それぞれ普通免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。

六|| 「略」

「同上」

備考

「一〇三 同上」

「加える。」

「加える。」

四|| 「同上」

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	[略]			
	中型免許	5	9	14
	A T 中型免許	9	9	18
	中型車（8 t）限定中型免許	8	12	20
	[略]			
	準中型免許	10	13	23
	A T 準中型免許	14	13	27
	準中型車（5 t）限定準中型免許	11	15	26
	[略]			
	[略]			
	中型第二種免許	5	9	14
	A T 中型第二種免許	9	9	18
	中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	12	20
	[略]			
	[略]			
中型免許（A T 中型免許を除く。）	なし	18	22	40
	準中型免許	5	4	9
	A T 準中型免許	5	8	13
	準中型車（5 t）限定準中型免許	5	6	11
	A T 準中型車（5 t）限定準中型免許	5	10	15
	普通免許	7	8	15
	A T 普通免許	7	12	19
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	10	22	32
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	18	22	40
	大型二輪免許又は普通二輪免許	16	22	38
	普通第二種免許	7	4	11
	A T 普通第二種免許	7	8	15

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	[同上]			
	中型免許	5	9	14
	中型車（8 t）限定中型免許	8	12	20
	[同上]			
	準中型免許	10	13	23
	準中型車（5 t）限定準中型免許	11	15	26
	[同上]			
	[同上]			
	中型第二種免許	5	9	14
	中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	12	20
	[同上]			
	[同上]			
中型免許	なし	21	18	39
	準中型免許	5	4	9
	準中型車（5 t）限定準中型免許	5	6	11
	A T 準中型車（5 t）限定準中型免許	9	6	15
	普通免許	7	8	15
	A T 普通免許	11	8	19
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	13	18	31
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	18	39
	大型二輪免許又は普通二輪免許	19	18	37
	普通第二種免許	7	4	11
	A T 普通第二種免許	11	4	15
準中型免許	なし	18	23	41
	普通免許	4	9	13
	A T 普通免許	8	9	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	13	18	31

A T 中型免許	なし	18	18	36	
	A T 準中型免許	5	4	9	
	A T 準中型車 (5 t) 限定準中型免許	5	6	11	
	A T 普通免許	7	8	15	
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	10	18	28	
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	18	18	36	
	大型二輪免許又は普通二輪免許	16	18	34	
	A T 普通第二種免許	7	4	11	
準中型免許 (A T 準中型免許を除く。)	なし	15	27	42	
	普通免許	4	9	13	
	A T 普通免許	4	13	17	
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	10	22	32	
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	15	27	42	
	大型二輪免許又は普通二輪免許	13	27	40	
	普通第二種免許	4	5	9	
A T 普通第二種免許	4	9	13		
A T 準中型免許	なし	15	23	38	
	A T 普通免許	4	9	13	
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	10	18	28	
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	15	23	38	
	大型二輪免許又は普通二輪免許	13	23	36	
	A T 普通第二種免許	4	5	9	
【略】					
大型第二種免許	【略】				
	中型免許		10	14	24
	A T 中型免許	14	14	28	
	中型車 (8 t) 限定中型免許	12	17	29	
	【略】				
	準中型免許		13	17	30
	A T 準中型免許	17	17	34	
準中型車 (5 t) 限定準中型免許	15	19	34		

	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	18	23	41	
	大型二輪免許又は普通二輪免許	16	23	39	
	普通第二種免許	4	5	9	
	A T 普通第二種免許	8	5	13	
【同上】					
大型第二種免許	【同上】				
	中型免許		10	14	24
	中型車 (8 t) 限定中型免許	12	17	29	
	【同上】				
	準中型免許		13	17	30
	準中型車 (5 t) 限定準中型免許	15	19	34	
	【同上】				
	【同上】				
	中型第二種免許	5	9	14	
	中型車 (8 t) 限定中型第二種免許	8	12	20	
【同上】					
【同上】					
中型第二種免許	大型免許	8	10	18	
	中型免許	8	10	18	
	中型車 (8 t) 限定中型免許	10	13	23	
	A T 中型車 (8 t) 限定中型免許	14	13	27	
	準中型免許	11	13	24	
	準中型車 (5 t) 限定準中型免許	12	16	28	
	A T 準中型車 (5 t) 限定準中型免許	16	18	32	
	普通免許	12	16	28	
	A T 普通免許	16	16	32	
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	22	26	48	
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	30	28	58	
普通第二種免許	7	4	11		
A T 普通第二種免許	11	4	15		
普通第二種免許 (A T 普通)	【同上】				
	中型免許	8	10	18	

	[略]			
	[略]			
	中型第二種免許	5	9	14
	AT中型第二種免許	9	9	18
	中型車(8t)限定中型第二種免許	8	12	20
	[略]			
	[略]			
中型第二種免許(AT中型第二種免許を除く。)	大型免許	8	10	18
	中型免許	8	10	18
	AT中型免許	8	14	22
	中型車(8t)限定中型免許	10	13	23
	AT中型車(8t)限定中型免許	10	17	27
	準中型免許	11	13	24
	AT準中型免許	11	17	28
	準中型車(5t)限定準中型免許	12	16	28
	AT準中型車(5t)限定準中型免許	12	20	32
	普通免許	12	18	28
	AT普通免許	12	20	32
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	19	30	49
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	27	30	57
	普通第二種免許	7	4	11
AT普通第二種免許	7	8	15	
AT中型第二種免許	大型免許	8	10	18
	中型免許	8	10	18
	AT中型免許	8	10	18
	中型車(8t)限定中型免許	10	13	23
	AT中型車(8t)限定中型免許	10	13	23
	準中型免許	11	13	24
	AT準中型免許	11	13	24
	準中型車(5t)限定準中型免許	12	16	28
	AT準中型車(5t)限定準中型免許	12	16	28
	普通免許	12	18	28

第二種免許を除く。)	中型車(8t)限定中型免許	8	10	18
	[同上]			
	準中型免許	8	10	18
	準中型車(5t)限定準中型免許	8	10	18
	[同上]			
AT普通第二種免許	[同上]			
	中型免許	8	10	18
	中型車(8t)限定中型免許又はAT中型車(8t)限定中型免許	8	10	18
	準中型免許	8	10	18
	準中型車(5t)限定準中型免許	8	10	18
	[同上]			
備考	【1～13 同上】			
	14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者(マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許(準中型車(5t)限定中型第二種免許を除く。)を受けている者、AT中型車(8t)限定中型免許又は準中型車(5t)限定準中型免許を受け、かつ、準中型車(5t)限定中型第二種免許(AT準中型車(5t)限定中型第二種免許を除く。)を受けている者及びAT準中型車(5t)限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車(5t)限定中型第二種免許又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。			
	【加える。】			
二	【同上】			

	A T普通免許	12	18	28
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	10	26	45
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	27	26	53
	A T普通第二種免許	7	4	11
普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）	[略]			
	中型免許	8	10	18
	A T中型免許	8	14	22
	中型車（8 t）限定中型免許	8	10	18
	[略]			
	準中型免許	8	10	18
	A T準中型免許	8	14	22
	準中型車（5 t）限定準中型免許	8	10	18
	[略]			
	[略]			
A T普通第二種免許	[略]			
	中型免許	8	10	18
	A T中型免許	8	10	18
	中型車（8 t）限定中型免許	8	10	18
	A T中型車（8 t）限定中型免許	8	10	18
	準中型免許	8	10	18
	A T準中型免許	8	10	18
	準中型車（5 t）限定準中型免許	8	10	18
	[略]			
	[略]			
備考 [1～13 略]				
14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。				
二 普通免許（A T普通免許を除く。以下この号において同じ。）を受け、かつ、A T普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（A T中型免許を除く。以下この号において同じ。）又は準中型免許（A T準中型免許を除く。以下この号において同じ。）に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、A T普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（A T中型第二				

備考
表中の「」の記載は注記である。

種免許を除く。)に係る教習の教習時間については、AT普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ4時限を減じた時限数とする。

二 大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者(マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許(準中型車(5t)限定中型第二種免許を除く。)を受けている者、AT中型車(8t)限定中型免許又は準中型車(5t)限定準中型免許を受け、かつ、準中型車(5t)限定中型第二種免許(AT準中型車(5t)限定中型第二種免許を除く。)を受けている者及びAT準中型車(5t)限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車(5t)限定中型第二種免許又は普通第二種免許(AT普通第二種免許を除く。)を受けている者を除く。)に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時限を減じた時限数とする。

二 [略]

第三条 道路交通法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(技能検査)</p> <p>第十八条の二の三 「1、3 略」</p> <p>4 第二十二條及び第二十四條(第二項、第六項及び第八項を除くものとし、第一項、第四項、第五項、第七項、第十項及び第十一項の規定にあつては、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項及び第七項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同條第十項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。</p> <p>5 「略」</p> <p>(大型免許等に係る受験資格の特例)</p> <p>第二十一條の三 令第三十四條の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、第二十四條第十項第三号に定める成績とし、令第三十四條の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四條第十項第一号又は第二号に定める成績とする。</p> <p>(技能試験)</p>	<p>(技能検査)</p> <p>第十八条の二の三 「1、3 同上」</p> <p>4 第二十二條及び第二十四條(第六項を除くものとし、第一項、第四項、第五項及び第七項の規定にあつては中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限り、第二項及び第八項の規定にあつては大型免許に係る技能試験に係る部分に限り、第十項及び第十一項の規定にあつては大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項及び第七項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同條第十項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。</p> <p>5 「同上」</p> <p>(大型免許等に係る受験資格の特例)</p> <p>第二十一條の三 令第三十四條の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四條第十項第三号又は第四号に定める成績とし、令第三十四條の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四條第十項第一号又は第二号に定める成績とする。</p> <p>(技能試験)</p>

第二十四条 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）
 （大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等（以下この条において単に「試験等」という。）において運転しようとする者に対するものを除く。第四項、第五項及び第七項において同じ。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	AT自動車	一 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 三 横断歩道の通過 四 方向変換又は縦列駐車

第二十四条 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）
 は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	使用する自動車	項目
中型免許、準中型免許及び普通免許	AT自動車	一 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。） 三 横断歩道の通過 四 方向変換又は縦列駐車

大型仮免許及び 中型仮免許	「略」		AT自動車以外 の自動車
AT自動車		一 幹線コース及び周回 コースの走行（これら のコースにおける発進 、停止及び指定速度で の走行を含む。以下こ の表及び次項の表にお いて同じ。） 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の 通過 四 曲線コース、屈折コ ース及び坂道コースの 走行（坂道における一 時停止及び発進を含む 。以下この表及び次項 の表において同じ。） 五 方向変換	
一 幹線コース及び周回 コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の 通過 四 曲線コース、屈折コ			

中型仮免許	「同上」		AT自動車以外 の自動車
AT自動車		一 幹線コース及び周回 コースの走行（これら のコースにおける発進 、停止及び指定速度で の走行を含む。以下こ の表及び次項の表にお いて同じ。） 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の 通過 四 曲線コース、屈折コ	
一 幹線コース及び周回 コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の 通過 四 曲線コース、屈折コ			

「項を削る。」	免許の種類	項 目	2 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。第八項において同じ。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。		
	略			<table border="1"> <tr> <td>AT自動車以外の自動車</td> <td> 一 ス及び坂道コースの走行 五 路端における停車及び発進 六 隘路への進入 </td> </tr> <tr> <td> 一 幹線コース及び周囲コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 </td> <td></td> </tr> </table>	AT自動車以外の自動車
AT自動車以外の自動車	一 ス及び坂道コースの走行 五 路端における停車及び発進 六 隘路への進入				
一 幹線コース及び周囲コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行					

大型免許	免許の種類	項 目	2 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。		
	同上			<table border="1"> <tr> <td>AT自動車以外の自動車</td> <td> 一 ス及び坂道コースの走行 五 路端における停車及び発進 六 隘路への進入 </td> </tr> <tr> <td> 一 幹線コース及び周囲コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 </td> <td></td> </tr> </table>	AT自動車以外の自動車
AT自動車以外の自動車	一 ス及び坂道コースの走行 五 路端における停車及び発進 六 隘路への進入				
一 幹線コース及び周囲コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行					

二 交差点の通行	一 道路における走行（発進及び停止を含む。）
----------	------------------------

<p>〔略〕</p>	<p>3 〔略〕</p> <p>4 次の各号に掲げる種類の免許に係る技能試験については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりA T自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。</p> <p>一〓 A T大型免許（運転することができ大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許をいう。以下同じ。）</p> <p>二〓六 〔略〕</p> <p>七〓 A T大型仮免許（運転することができ大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型仮免許をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>八〓十 〔略〕</p>
<p>5 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の免許を現に受けている者に対するものに限る。）については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりA T自動車以外の自動車を使用して</p>	

<p>三 横断歩道の通過</p> <p>四 方向変換又は縦列駐車</p>	<p>3 〔同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>
<p>一〓五 〔同上〕</p> <p>〔一号ずつ繰り下げる。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>	<p>六〓八 〔同上〕</p> <p>〔二号ずつ繰り下げる。〕</p> <p>〔同上〕</p>
<p>5</p>	

行う項目を行うことを要しない。

[略]	<p>技能試験に係る免許の種類 大型免許（AT大型免許を除く。）</p>	<p>現に受けている免許の種類 中型免許（AT中型免許を除く。以下この表において同じ。） 。準中型免許（AT準中型免許を除く。以下この表において同じ。） 。普通免許（AT普通免許を除く。以下この表において同じ。） 。中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。以下この表において同じ。） 。又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。以下この表において同じ。）</p>
	<p>中型免許</p>	<p>準中型免許、普通免許又は普通第二種免許</p>

[同上]	<p>技能試験に係る免許の種類 「項を加える。」</p>	<p>現に受けている免許の種類</p>
	<p>中型免許（AT中型免許を除く。）</p>	<p>準中型免許（AT準中型免許を除く。以下この表において同じ。） 。普通免許（AT普通免許を除く。以下この表において同じ。） 。又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。以下この表において同じ。）</p>

<p>中型第二種免許</p>	<p>普通第二種免許</p>
<p>大型仮免許（AT大型仮免許を除く。）</p>	<p>中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許、普通第二種免許、中型仮免許（AT中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）、準中型仮免許（AT準中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）、又は普通仮免許（AT普通仮免許を除く。以下この表において同じ。）</p>
<p>〔略〕</p>	<p>準中型免許、普通免許、普通第二種免許、準中型仮免許又は普通仮免許</p>

6 大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（大型仮免許の技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者

<p>中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）</p>	<p>普通第二種免許</p>
<p>〔項を加える。〕</p>	<p>準中型免許、普通免許、普通第二種免許、準中型仮免許（AT準中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）、又は普通仮免許（AT普通仮免許を除く。以下この表において同じ。）</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>準中型免許、普通免許、普通第二種免許、準中型仮免許（AT準中型仮免許を除く。以下この表において同じ。）、又は普通仮免許（AT普通仮免許を除く。以下この表において同じ。）</p>

6 大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（中型仮免許の技能試験にあつては、AT自動車を使用し行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認す

に対するものを除く。)又は中型仮免許の技能試験にあつては、AT自動車を使用して行うものに限る。以下この項において同じ。)において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第十項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

免許の種類	使用する自動車		距離
	大型免許、中型免許及び準中型免許	AT自動車	
[略]	AT自動車以外		千二百メートル以上
	大型仮免許及び中型仮免許	AT自動車	
[略]	AT自動車以外		千二百メートル以上
	中型仮免許	AT自動車	
[略]			

8 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用

べき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7 「同上」

免許の種類	使用する自動車		距離
	中型免許及び準中型免許	AT自動車	
[同上]	AT自動車以外		千二百メートル以上
	中型仮免許	AT自動車	
[同上]			

8 「同上」

する。

免許の種類	距離
〔項を削る。〕	
〔略〕	

9
〔略〕

10 技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

三|| 大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験にあつては、AT自動車を使用して行う項目及びAT自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、AT自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

四|| 大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び牽引免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

〔号を削る。〕

五|| 大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車）を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対

免許の種類

距離

離

大型免許

五千メートル以上

〔同上〕

9
〔同上〕

10
〔同上〕

〔一・二 同上〕

三|| 大型免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び牽引免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

四|| 中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験にあつては、AT自動車を使用して行う項目及びAT自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて七十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、AT自動車を使用して行う項目について七十パーセント以上）の成績であること。

〔号を加える。〕

五|| 大型仮免許に係る技能試験にあつては、六十パーセント以上の成績であること。

六|| 中型仮免許に係る技能試験にあつては、AT自動車を使用して行う項目及びAT自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上（第四項又は第五項の規

するものを除く。)にあつては、A T自動車を使用して行う項目及びA T自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上(第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上)の成績であること。

六 大型仮免許に係る技能試験(乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。)にあつては、六十パーセント以上の成績であること。

七 「略」

11 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害(令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。第二十六条の五第四項において同じ。)がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合には、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
大型免許	一 A T自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車(A T自動車に

定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上)の成績であること。

「号を加える。」

七 「同上」

11 「同上」

免許の種類	自動車の種類
大型免許	最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車で長さが一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸

<p>中型免許</p>	
<p>一 AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（AT自動車に限</p>	<p>限る。）で長さが一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車（令第十三条第一項第二号に規定する自衛隊用自動車をいう。以下同じ。）に限る大型免許にあつては、最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（AT自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）</p> <p>二 AT自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの（以下この表において「特定普通免許標準試験車両」という。）</p>

<p>中型免許</p>	
<p>一 AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（AT自動車に限</p>	<p>距が六・九〇メートル以上のもの（運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車（令第十三条第一項第二号に規定する自衛隊用自動車をいう。以下同じ。）に限る大型免許にあつては、最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）</p>

	<p>大型仮免許</p>
<p>る。)で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの</p> <p>二 AT自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両</p>	<p>〔略〕</p> <p>一 第一項に規定する方法により行う技能試験(AT自動車を使用して行うものに限る。)にあつては、最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車(AT自動車に限る。)で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの(自衛隊用自動車である大型自動車を練習のため若しくは試験等において運転しようとする者については、最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自</p>
	<p>大型仮免許</p>
<p>る。)で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの</p> <p>二 AT自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員五人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車(AT自動車以外の自動車に限る。)で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び輪距が一・三〇メートル以上のもの(以下この表において「特定普通免許標準試験車両」という。)</p>	<p>〔同上〕</p> <p>最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの(自衛隊用自動車である大型自動車又は乗車定員三人以上のバス型の大型自動車を練習のため若しくは法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、それぞれ最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上</p>

<p>中型仮免許</p>	
<p>一 A T自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（A T自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者については、乗車定員一人以上二九人以下のバス型の中型</p>	<p>自動車（A T自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）</p> <p>二 第一項に規定する方法により行う技能試験（A T自動車を使用して行うものを除く。）にあつては、特定普通免許標準試験車両</p> <p>三 第二項に規定する方法により行う技能試験にあつては、乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの</p>
<p>中型仮免許</p>	
<p>一 A T自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（A T自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、乗車定員一人</p>	<p>及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの又は乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの）</p>

〔12・13 略〕

(教習の時間及び方法)

第三十三条 「1〜4 略」

5 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一 技能教習については、次のとおりとする。

〔イ〜ト 略〕

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーター）を除く。第三十五条第五号において同じ。）による教習は、次の表の上欄に掲げる教習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教習の科目について行い、かつ、その教習時間は、それぞれ同表の下欄に掲げる時間を超えないこと。

教習の区分		教習の科目	教習時間
〔項を削る。〕			
大型免許（AT大型免許を除く。）	基本操作及び基本走行	一時限	
中型免許（AT中型）			

自動車（AT自動車に限る。）で長さが六・五メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八メートル以上のもの）

二 「略」

〔12・13 同上〕

(教習の時間及び方法)

第三十三条 「1〜4 同上」

5 「同上」

一 「同上」

〔イ〜ト 同上〕

チ 「同上」

教習の区分		教習の科目	教習時間
大型免許に係る教習		基本操作及び基本走行	一時限
中型免許（AT中型免許を除く。）又は準中型免許（AT）	基本操作及び基本走行	一時限	

以上二九人以下のバス型の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが六・五メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八メートル以上のもの）

二 「同上」

備考	[略]	二 コースの形状及び構造に関する基準 一 [略] 別表第三（第三十二条関係） 6 [略] 二 [略]	[リム 略] [略]	免許を除く。）又は準中型免許（A T準中型免許を除く。以下この欄において同じ。）に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	並びに応用 走行	A T大型免許、A T中型免許又はA T準中型免許に係る教習（A T準中型免許に係る教習にあつては、現にA T普通免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限

備考	[同上]	二 [同上] 一 [同上] 別表第三（第三十二条関係） 6 [同上] 二 [同上]	[リム 同上] [同上]	準中型免許を除く。以下この欄において同じ。）に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	並びに応用 走行	A T中型免許又はA T準中型免許に係る教習（A T準中型免許に係る教習にあつては、現にA T普通免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）	基本操作及び基本走行	一時限

「一〇三 略」

四 大型免許（A T大型免許を除く。）又は中型免許（A T中型免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース又は方向変換コースを走行する教習を行う場合における当該コースに係るコースの基準については、普通免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。

「五・六 略」

「一〇三 同上」

四 中型免許（A T中型免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース又は方向変換コースを走行する教習を行う場合における当該コースに係るコースの基準については、普通免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする。

「五・六 同上」

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）			
		基本操作及び基本走行	応用走行	計	
大型免許（A T大型免許を除く。）	なし	23	31	54	
	中型免許	なし	5	9	14
		A T中型免許	5	13	18
		中型車（8 t）限定中型免許	8	12	20
		A T中型車（8 t）限定中型免許	8	16	24
	準中型免許	なし	10	13	23
		A T準中型免許	10	17	27
		準中型車（5 t）限定準中型免許	11	15	26
		A T準中型車（5 t）限定準中型免許	11	19	30
	普通免許	なし	12	18	30
		A T普通免許	12	22	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	なし	15	31	46
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	23	31	54
	大型二輪免許又は普通二輪免許	なし	21	31	52
	中型第二種免許	なし	5	9	14
		A T中型第二種免許	5	13	18
		中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	12	20
		A T中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	16	24
		準中型車（5 t）限定中型第二種免許	12	14	26
		A T準中型車（5 t）限定中型第二種免許	12	18	30
	普通第二種免許	なし	12	14	26
		A T普通第二種免許	12	18	30
	A T大型免許	なし	23	27	50
		A T中型免許	5	9	14

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時限数）			
		基本操作及び基本走行	応用走行	計	
大型免許	なし	28	27	55	
	中型免許	なし	5	9	14
		A T中型免許	9	9	18
		中型車（8 t）限定中型免許	8	12	20
		A T中型車（8 t）限定中型免許	12	12	24
	準中型免許	なし	10	13	23
		A T準中型免許	14	13	27
		準中型車（5 t）限定準中型免許	11	15	26
		A T準中型車（5 t）限定準中型免許	15	15	30
	普通免許	なし	12	18	30
		A T普通免許	16	18	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	なし	18	27	45
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	26	27	53
	大型二輪免許又は普通二輪免許	なし	24	27	51
	中型第二種免許	なし	5	9	14
		A T中型第二種免許	9	9	18
		中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	12	20
		A T中型車（8 t）限定中型第二種免許	12	12	24
		準中型車（5 t）限定中型第二種免許	12	14	26
		A T準中型車（5 t）限定中型第二種免許	16	14	30
	普通第二種免許	なし	12	14	26
		A T普通第二種免許	16	14	30
	[同上]				
	大型第二種免許	大型免許	8	10	18

	A T 中型車 (8 t) 限定中型免許	8	12	20
A T 準中型免許		10	13	23
	A T 準中型車 (5 t) 限定準中型免許	11	15	26
A T 普通免許		12	18	30
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		15	27	42
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	23	27	50
大型二輪免許又は普通二輪免許		21	27	48
A T 中型第二種免許		5	9	14
	A T 中型車 (8 t) 限定中型第二種免許	8	12	20
	A T 準中型車 (5 t) 限定中型第二種免許	12	14	26
	A T 普通第二種免許	12	14	26
[略]				
大型第二種免許	大型免許	8	10	18
	A T 大型免許	12	10	22
	マイクロバス限定大型免許	10	14	24
[略]				
中型第二種免許 (A T 中型第二種免許を除く。)	大型免許	8	10	18
	A T 大型免許	8	14	22
[略]				
A T 中型第二種免許	大型免許	8	10	18
	A T 大型免許	8	10	18
[略]				
普通第二種免許 (A T 普通第二種免許を除く。)	大型免許	8	10	18
	A T 大型免許	8	14	22
[略]				
A T 普通第二種免許	大型免許	8	10	18
	A T 大型免許	8	10	18
[略]				
備考 [1~13 略]				

許	マイクロバス限定大型免許	10	14	24
[同上]				
中型第二種免許 (A T 中型第二種免許を除く。)	大型免許	8	10	18
	[同上]			
A T 中型第二種免許	大型免許	8	10	18
	[同上]			
普通第二種免許 (A T 普通第二種免許を除く。)	大型免許	8	10	18
	[同上]			
A T 普通第二種免許	大型免許	8	10	18
	[同上]			
備考 [1~13 同上]				
<p>14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[加える。]</p> <p>二 普通免許 (A T 普通免許を除く。以下この号において同じ。) を受け、かつ、A T 普通第二種免許を受けている者に対する中型免許 (A T 中型免許を除く。以下この号において同じ。) 又は準中型免許 (A T 準中型免許を除く。以下この号において同じ。) に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、A T 普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許 (A T 中型第二種免許を除く。) に係る教習の教習時間については、A T 普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ4時限を減じた時限数とする。</p> <p>三 [同上]</p>				
二 [同上]				

備考
表中の「」の記載は注記である。

14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。

二 中型車（8t）限定中型免許（AT中型車（8t）限定中型免許を除く。以下この号において同じ。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は普通免許（AT普通免許を除く。次号において同じ。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許のいずれかを受けている者（中型車（8t）限定中型免許を受け、かつ、AT中型車（8t）限定中型第二種免許を受けている者及び中型車（8t）限定中型免許又は準中型免許を受け、かつ、AT準中型車（5t）限定中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（AT大型免許を除く。次号において同じ。）に係る教習の教習時間については、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている免許の種類に応じ、それぞれ4時限を減じた時限数とする。

三 普通免許を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（AT中型免許を除く。以下この号において同じ。）又は準中型免許に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習の教習時間については、AT普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ4時限を減じた時限数とする。

三 [略]

二 [略]

第四条 道路交通法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(大型免許等に係る受験資格の特例)

第二十一条の三 令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項第三号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項第一号に定める成績とする。

(道路において行わなくてよい運転免許試験項目)

第二十三条の二 法第九十七条第二項ただし書の内閣府令で定める項目は、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

「号を削る。」

(技能試験)

第二十四条 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験(以下「技能試験」という。)は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

改正前

(大型免許等に係る受験資格の特例)

第二十一条の三 令第三十四条の二第一号ホの内閣府令で定める基準は、第二十四条第十項第三号に定める成績とし、令第三十四条の二第二号ニの内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号又は第二号に定める成績とする。

(道路において行わなくてよい運転免許試験項目)

第二十三条の二 「同上」

「一・二 同上」

三 次条第二項の表の下欄に掲げる項目のうち方向変換、縦列駐車及び鋭角コースの走行

(技能試験)

第二十四条 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る自動車の運転に必要な技能についての免許試験(以下「技能試験」という。)は、(大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等(以下この条において単に「試験等」という。))において運転しようとする者に対するものを除く。第四項、第五項及び第七項において同じ。)は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる項目

免許の種類 大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	使用する自動車 AT自動車	<p>項目</p> <p>一 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。）</p> <p>二 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）</p> <p>三 横断歩道の通過</p> <p>四 方向変換又は縦列駐車</p>
AT自動車以外の自動車	<p>一 幹線コース及び周囲のコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）</p> <p>二 交差点の通行</p>	

について行うものとする。

免許の種類 大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	使用する自動車 AT自動車	<p>項目</p> <p>一 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表及び次項の表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。）</p> <p>二 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）</p> <p>三 横断歩道の通過</p> <p>四 方向変換又は縦列駐車</p>
AT自動車以外の自動車	<p>一 幹線コース及び周囲のコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表及び次項の表において同じ。）</p> <p>二 交差点の通行</p>	

	<p>大型第二種免許 及び中型第二種 免許</p>
	<p>A T自動車 AT自動車以外 の自動車</p>
<p>三 横断歩道及び踏切の 通過</p> <p>四 曲線コース、屈折コ ース及び坂道コースの 走行（坂道における一 時停止及び発進を含む 。以下この表及び次項 の表において同じ。）</p> <p>五 方向変換</p>	<p>一 道路における走行（ 発進及び停止を含む。 ）</p> <p>二 交差点の通行</p> <p>三 横断歩道の通過</p> <p>四 人の乗降のための停 車及び発進</p> <p>五 方向変換又は縦列駐 車</p> <p>六 鋭角コースの走行</p> <p>一 幹線コース及び周回 コースの走行</p> <p>二 交差点の通行</p> <p>三 横断歩道及び踏切の 通過</p>
	<p>中型第二種免許</p>
	<p>A T自動車 AT自動車以外 の自動車</p>
<p>三 横断歩道及び踏切の 通過</p> <p>四 曲線コース、屈折コ ース及び坂道コースの 走行（坂道における一 時停止及び発進を含む 。以下この表及び次項 の表において同じ。）</p> <p>五 方向変換</p>	<p>一 道路における走行（ 発進及び停止を含む。 ）</p> <p>二 交差点の通行</p> <p>三 横断歩道の通過</p> <p>四 人の乗降のための停 車及び発進</p> <p>五 方向変換又は縦列駐 車</p> <p>六 鋭角コースの走行</p> <p>一 幹線コース及び周回 コースの走行</p> <p>二 交差点の通行</p> <p>三 横断歩道及び踏切の 通過</p>

2 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。	〔略〕	
	〔略〕	四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 方向変換 六 鋭角コースの走行

〔項を削る。〕	免許の種類	〔略〕
	項目	〔項を削る。〕

2 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を実習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。第八項において同じ。）は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。	〔同上〕	
	〔同上〕	四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行 五 方向変換 六 鋭角コースの走行

大型第二種免許	免許の種類	〔同上〕
	項目	一 道路における走行（発進及び停止を含む。） 二 交差点の通行 三 横断歩道の通過 四 人の乗降のための停車及び発進 五 方向変換又は縦列駐車 六 鋭角コースの走行
大型仮免許		一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過

		3 〔略〕
		4 次の各号に掲げる種類の免許に係る技能試験については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりA T自動車以外の自動車を 사용하여 行う項目を行うことを要しない。 〔一〜四 略〕
		五 A T大型第二種免許（運転することが出来る大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型第二種免許をいう。以下同じ。） 六 〔略〕
5	次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の免許を現に受けている者に対するものに限る。）については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりA T自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。	
技能試験に係る免許の種類	〔略〕	現に受けている免許の種類
準中型免許		普通免許又は普通第二種免許

		3 〔同上〕
		4 〔同上〕
		五 〔一〜四 同上〕 〔号を加える。〕
5	次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験（当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の免許を現に受けている者に対するものに限る。）については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりA T自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しない。	
技能試験に係る免許の種類	〔同上〕	現に受けている免許の種類
準中型免許		普通免許又は普通第二種免許

- 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
- 五 路端における停車及び発進
- 六 隘路^{あい}への進入

大型第二種免許（AT大型第一種免許を除く。）

中型第二種免許又は普通第二種免許

〔略〕

6 大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（AT自動車を 사용하여 行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる自動車を使用して、同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第十項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、同表の下欄に掲げる距離の全部を走行させることを要しない。

免許の種類		使用する自動車	距離
〔略〕			
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	AT自動車以外	六千メートル以上	千二百メートル以上

〔項を加える。〕

〔同上〕

6 大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目（大型仮免許の技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）又は中型仮免許の技能試験にあつては、AT自動車を 사용하여 行うものに限る。以下この項において同じ。）において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、第一項又は第二項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる。

7 〔同上〕

免許の種類		使用する自動車	距離
〔同上〕			
中型第二種免許及び普通第二種免許	AT自動車以外	六千メートル以上	千二百メートル以上

種免許

〔略〕

8 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る技能試験は、当該免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離を走行させて行うものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

免許の種類	距	離
	〔略〕 大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許及び牽引第二種免許	千二百メートル以上

〔同上〕

8 〔同上〕

免許の種類	距	離
	〔同上〕 大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許及び大型仮免許	千二百メートル以上

〔略〕

〔項を削る。〕

9
〔略〕

10 技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。

〔号を削る。〕

- 一 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験にあつては、A T自動車を使用して行う項目及びA T自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて八十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について八十パーセント以上）の成績であること。

- 二 大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。

〔三・四 略〕

- 五 大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験にあつては、A T自動車を使用して行う項目及びA T自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上）の成績であること。

〔同上〕

大型第二種免許

六千メートル以上

9
〔同上〕

10
〔同上〕

- 一 大型第二種免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許に係る技能試験にあつては、八十パーセント以上の成績であること。

- 二 中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験にあつては、A T自動車を使用して行う項目及びA T自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて八十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について八十パーセント以上）の成績であること。

〔号を加える。〕

〔三・四 同上〕

- 五 大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車^を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）にあつては、A T自動車を使用して行う項目及びA T自動車以外の自動車を使用して行う項目のそれぞれについて六十パーセント以上（第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合にあつては、A T自動車を使用して行う項目について六十パーセント以上）の成績であること。

「号を削る。」

六 略

11 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。第二十六条の五第四項において同じ。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合には、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
大型第二種免許 〔略〕	一 AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車（AT自動車に限る。）で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの 二 AT自動車以外の自動車を使用して行

六 大型仮免許に係る技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。）にあつては、六十パーセント以上の成績であること。

七 同上

11 同上

免許の種類	自動車の種類
大型第二種免許 〔同上〕	乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車 で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの

<p>う技能試験にあつては、特定普通免許標 準試験車両</p>	<p>〔略〕</p>	<p>大型仮免許</p> <p>一 AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（AT自動車に限る。）で長さが一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車又は乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車を練習のため若しくは法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、それぞれ最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（AT自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの又は乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車（AT自動車に限る。）で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの）</p> <p>二 AT自動車以外の自動車を使用して行</p>
	<p>〔同上〕</p>	<p>大型仮免許</p> <p>一 第一項に規定する方法により行う技能試験（AT自動車を使用して行うものに限る。）にあつては、最大積載量一〇、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（AT自動車に限る。）で長さが一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車を練習のため若しくは試験等において運転しようとする者については、最大積載量六、〇〇〇キログラム以上の大型自動車（AT自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）</p> <p>二 第一項に規定する方法により行う技能</p>

	<p>中型仮免許</p>
<p>う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>一 AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等において運転しようとする者については、乗車定員一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの）</p>
	<p>中型仮免許</p>
<p>試験（AT自動車を使用して行うものを除く。）にあつては、特定普通免許標準試験車両</p> <p>三 第二項に規定する方法により行う技能試験にあつては、乗車定員三〇人以上のバス型の大型自動車で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上及び最遠軸距が五・一五メートル以上のもの</p>	<p>一 AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員一人以上二九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者については、乗車定員一人以上二九人以下のバス型の中型自動車（AT自動車に限る。）で長さが六・五〇メートル以上、幅が二・〇〇メートル以上及び最遠軸距が三・八〇メートル以上のもの）</p>

二 「略」

「12・13 略」

(指定前における教習を修了した者に対する技能試験)

第三十四条の四 令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基

準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号、

第三号又は第四号に定める成績とする。

別表第三(第三十二条関係)

一 「略」

二 コースの形状及び構造に関する基準

「略」

備考

「一〇四 略」

五 大型第二種免許(A T大型第二種免許を除く。)又

は中型第二種免許(A T中型第二種免許を除く。)に

係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、

曲線コース、方向変換コース又は鋭角コースを走行す

る教習を行う場合における屈折コース、曲線コース若

しくは方向変換コース又は鋭角コースに係るコースの

基準については、それぞれ普通免許若しくは普通第二

種免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準

によるものとする。

六 「略」

二 「同上」

「12・13 同上」

(指定前における教習を修了した者に対する技能試験)

第三十四条の四 令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基

準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第十項第一号か

ら第四号までに定める成績とする。

別表第三(第三十二条関係)

一 「同上」

二 「同上」

「同上」

備考

「一〇四 同上」

五 中型第二種免許(A T中型第二種免許を除く。)に

係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、

曲線コース、方向変換コース又は鋭角コースを走行す

る教習を行う場合における屈折コース、曲線コース若

しくは方向変換コース又は鋭角コースに係るコースの

基準については、それぞれ普通免許若しくは普通第二

種免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準

によるものとする。

六 「同上」

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
〔略〕				
大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）	大型免許	8	10	18
	ＡＴ大型免許	8	14	22
	マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許	10	14	24
	ＡＴ中型免許	10	18	28
	中型車（８ｔ）限定中型免許	12	17	29
	ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	12	21	33
	準中型免許	13	17	30
	ＡＴ準中型免許	13	21	34
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	19	34
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	23	38
	普通免許	15	19	34
	ＡＴ普通免許	15	23	38
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	20	33	53
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	23	33	61
	中型第二種免許	5	9	14
	ＡＴ中型第二種免許	5	13	18
	中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
	ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	16	24
	準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	14	26
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	18	30
	普通第二種免許	15	14	29
	ＡＴ普通第二種免許	15	18	33

別表第四（第三十三条関係）

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時数）		
		基本操作及び基本走行	応用走行	計
〔同上〕				
大型第二種免許	大型免許	8	10	18
	ＡＴ大型免許	12	10	22
	マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許	10	14	24
	ＡＴ中型免許	14	14	28
	中型車（８ｔ）限定中型免許	12	17	29
	ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	16	17	33
	準中型免許	13	17	30
	ＡＴ準中型免許	17	17	34
	準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	19	34
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	19	19	38
	普通免許	15	19	34
	ＡＴ普通免許	19	19	38
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	23	29	52
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	31	29	60
	中型第二種免許	5	9	14
	ＡＴ中型第二種免許	9	9	18
	中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
	ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	12	12	24
	準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	14	26
	ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	16	14	30
	普通第二種免許	15	14	29
	ＡＴ普通第二種免許	19	14	33

A T大型第二種免許	大型免許	8	10	18
	A T大型免許	8	10	18
	マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許	10	14	24
	A T中型免許	10	14	24
	中型車（8 t）限定中型免許	12	17	29
	A T中型車（8 t）限定中型免許	12	17	29
	準中型免許	13	17	30
	A T準中型免許	13	17	30
	準中型車（5 t）限定準中型免許	15	19	34
	A T準中型車（5 t）限定準中型免許	15	19	34
	普通免許	15	19	34
	A T普通免許	15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	20	29	49
	カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	28	29	57
	A T中型第二種免許	5	9	14
A T中型車（8 t）限定中型第二種免許	8	12	20	
A T準中型車（5 t）限定中型第二種免許	12	14	26	
A T普通第二種免許	15	14	29	

[略]

備考 [1～13 略]

- 14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。
- 一 中型車（8 t）限定中型免許（A T中型車（8 t）限定中型免許を除く。以下この号において同じ。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は普通免許（A T普通免許を除く。以下この号及び次号において同じ。）を受け、かつ、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許のいずれかを受けている者（中型車（8 t）限定中型免許を受け、かつ、A T中型車（8 t）限定中型第二種免許を受けている者及び中型車（8 t）限定中型免許又は準中型免許を受けている者）

[同上]

備考 [1～13 同上]

- 14 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、次の各号に掲げる教習の教習時間については、当該各号に定めるところによる。
- 一 中型車（8 t）限定中型免許（A T中型車（8 t）限定中型免許を除く。以下この号において同じ。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は普通免許（A T普通免許を除く。次号において同じ。）を受け、かつ、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許のいずれかを受けている者（中型車（8 t）限定中型免許を受け、かつ、A T中型車（8 t）限定中型第二種免許を受けている者及び中型車（8 t）限定中型免許又は準中型免許を受け、かつ、A T準中型車（5 t）限定中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（A T大型免許を除く。次号において同じ。）に係る教習の教習時間については、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている免許の種類に応じ、それぞれ4時限を減じた時限数とする。
- 二 普通免許を受け、かつ、A T普通第二種免許を受けている者に対する中型免許（A T中型免許を除く。以下この号において同じ。）又は準中型免許に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、A T普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る教習の教習時間については、A T普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ4時限を減じた時限数とする。
- 三 大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、A T中型車（8 t）限定中型免許又は準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5 t）限定中型第二種免許（A T準中型車（5 t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びA T準中型車（5 t）限定準中型免許を受け、かつ、A T準中型車（5 t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ4時限を減じた時限数とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

許を受け、かつ、AT準中型車（5t）限定中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型免許（AT大型免許を除く。次号において同じ。）に係る教習及びマイクロバス限定大型免許、中型免許（AT中型免許を除く。以下この号及び次号において同じ。）、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許又は中型免許（中型車（8t）限定中型免許を除く。）を受け、かつ、AT中型車（8t）限定中型第二種免許、AT準中型車（5t）限定中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者及び中型車（8t）限定中型免許又は準中型免許（準中型車（5t）限定準中型免許を除く。）を受け、かつ、AT準中型車（5t）限定中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）に係る教習の教習時間については、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時間数から、現に受けている免許の種類に応じ、それぞれ4時間を減じた時間数とする。

二 普通免許を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者に対する中型免許又は準中型免許に係る教習及び大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る教習の教習時間については、AT普通第二種免許を受けている者について規定する応用走行の時間数から、教習に係る免許の種類に応じ、それぞれ4時間を減じた時間数とする。

三 大型免許、中型免許又は準中型免許（準中型車（5t）限定準中型免許を除く。以下この号において同じ。）を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（中型車（8t）限定中型第二種免許及び準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及び中型車（8t）限定中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型車（8t）限定中型第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時間数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時間を減じた時間数とする。

二 [略]

二 [同上]

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中道路交通法施行規則第三十四条の二第三項の改正規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条及び第十条の規定 令和八年四月一日
- 三 第三条並びに附則第四条及び第八条の規定 令和九年四月一日
- 四 第四条及び附則第五条の規定 令和九年十月一日

(普通免許等に関する経過措置)

第二条 普通自動車免許（以下「普通免許」という。）（運転することができる普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許（以下「AT普通免許」という。）を除く。）に係る道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第八十九条第三項の検査

(以下「技能検査」という。)、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う運転免許試験(以下「技能試験」という。)及び法第百条の二第一項の再試験(以下「再試験」という。)については、第一条の規定による改正後の道路交通法施行規則(以下この条及び次条において「第一条新府令」という。)第二十四条(第一条新府令第十八条の二の三第四項及び第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2 普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。) (運転することができる普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通第二種免許(以下「AT普通第二種免許」という。)を除く。)及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。) (運転することができる普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通仮免許を除く。)に係る技能試験については、第一条新府令第二十四条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 この府令の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路交通法施行規則(以下「旧府令」という。)第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた旧府令第二十四条第五項に

定める基準に達する成績を得ている者については、第一条新府令第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた第一条新府令第二十四条第九項に定める基準に達する成績を得た者とみなす。

4 この府令の施行前に旧府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書は、第一条新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書とみなす。

5 この府令の施行の際現に旧府令第二十四条に規定する技能試験に合格している者は、第一条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格した者とみなす。

6 この府令の施行前に技能試験について旧府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書は、技能試験について第一条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

7 この府令の施行の際現に法第九十一条の規定により運転することができる中型自動車（車両総重量八千キログラム未満、最大積載量五千キログラム未満、乗車定員十人以下のものに限る。以下この項において同じ。）は、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自

動車、準中型自動車及び普通自動車並びにAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車（以下「AT自動車」という。）以外の普通自動車であつて、長さが三・〇〇メートル以下、幅が一・三〇メートル以下、高さが二・〇〇メートル以下のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、総排気量が〇・三六〇リットル以下のものに限る。）（次項及び第九項において「AT自動車以外の軽車（三六〇）」という。）に限ることとする条件が付されている中型自動車免許は、当該条件が付されていないものとみなす。

8 この府令の施行の際現に法第九十一条の規定により運転することができる準中型自動車（車両総重量五千キログラム未満、最大積載量三千キログラム未満のものに限る。以下この項において同じ。）及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車並びにAT自動車以外の軽車（三六〇）に限ることとする条件が付されている準中型自動車免許は、当該条件が付されていないものとみなす。

9 この府令の施行の際現に法第九十一条の規定により運転することができる普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車及びAT自動車以外の軽車（三六〇）に限ることとする

る条件が付されている普通免許は、当該条件が付されていないものとみなす。

10 指定自動車教習所における普通免許（AT普通免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第一条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第一条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

11 指定自動車教習所における普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第一条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第一条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

12 この府令の施行の際現に指定自動車教習所において普通免許（AT普通免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第一条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第一条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわら

ず、なお従前の例による。

13 この府令の施行の際現に指定自動車教習所において普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第一条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第一条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 この府令の施行の際現に旧府令第三十四条の技能検定に合格している者は、第一条新府令第三十四条の技能検定に合格した者とみなす。

15 この府令の施行前に旧府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、第一条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

16 この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までに普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第一条新

府令第三十三条第五項第一号チ及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

17 この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までに普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第一条新府令別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（中型免許等に関する経過措置）

第三条 中型自動車免許（以下「中型免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許（以下「AT中型免許」という。）を除く。）に係る技能検査及び技能試験については、第二条の規定による改正後の道路交通法施行規則（以下この条及び次条において「第二条新府令」という。）第二十四条（第二条新府令第十八条の二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2 準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）（運転することができる準中型自動車及び普通自動

車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型免許（以下「AT準中型免許」という。）を除く。）に係る技能検査、技能試験及び再試験については、第二条新府令第二十四条（第二条新府令第十八条の二の三第四項及び第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許（以下「AT中型第二種免許」という。）を除く。）、「中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型仮免許（以下「AT中型仮免許」という。）を除く。）及び準中型自動車仮免許（以下「準中型仮免許」という。）（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型仮免許（以下「AT準中型仮免許」という。）を除く。）に係る技能試験については、第二条新府令第二十四条の規定にかかわらず、当

分の間、なお従前の例によることができる。

4 AT自動車以外の自動車を使用して行う中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能検査及び技能試験は、第二条新府令第二十四条第十一項（第二条新府令第十八条の二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量五千キログラム以上の中型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が一・二五メートル以上、最遠軸距が四・一〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

5 AT自動車以外の自動車を使用して行う準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能検査、技能試験及び再試験並びに準中型仮免許（AT準中型仮免許を除く。）に係る技能試験は、第二条新府令第二十四条第十一項（第二条新府令第十八条の二の三第四項及び第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量二千キログラム以上の準中型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上、前軸輪距が一・三〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

6 AT自動車以外の自動車を使用して行う中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る技能試

験は、第二条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが八・二〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上、最遠軸距が四・二〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

- 7 AT自動車以外の自動車を使用して行う中型仮免許（AT中型仮免許を除く。）に係る技能試験は、第二条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量五千キログラム以上の中型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上、最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの（乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は法第八十七条第一項に規定する試験等（以下単に「試験等」という。）において運転しようとする者については、乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが八・二〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上、最遠軸距が四・二〇メートル以上のもの）を使用して行うことができる。

- 8 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条新府令第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた第一条新府令第二十四条第九項に定める基準に達する成績を得ている

者については、第二条新府令第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた第二条新府令第二十四条第十項に定める基準に達する成績を得た者とみなす。

9 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第一条新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書は、第二条新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書とみなす。

10 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格している者は、第二条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格した者とみなす。

11 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に技能試験について第一条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書は、技能試験について第二条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

12 指定自動車教習所における中型免許（AT中型免許を除く。）及び準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第二条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規

定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

13 指定自動車教習所における中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係るコースの形状及び構造に関する基準、技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第二条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条、別表第三の二及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

14 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において中型免許（AT中型免許を除く。）又は準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第二条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において中型第二種免許（AT中型第

二種免許を除く。)に係る教習を受けている者に対するコースの形状及び構造に関する基準、技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第二条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条、別表第三の二及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 指定自動車教習所におけるAT自動車以外の自動車を使用して行う中型免許(AT中型免許を除く。)に係る技能検定は、第二条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量五千キログラム以上の中型自動車(AT自動車以外の自動車に限る。)で長さが七・〇〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上、最遠軸距が四・一〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

17 指定自動車教習所におけるAT自動車以外の自動車を使用して行う準中型免許(AT準中型免許を除く。)に係る技能検定は、第二条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量二千キログラム以上の準中型自動車(AT自動車以外の自動車に限る。)で長さが四・四〇メートル以上、幅が

一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上、前軸輪距が一・三〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

18 指定自動車教習所におけるAT自動車以外の自動車を使用して行う中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る技能検定は、第二条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第二条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、乗車定員十人以上二十九人以下のバス型の中型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが八・二〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上、最遠軸距が四・二〇メートル以上のものを使用して行うことができる。

19 前項の規定により同項に規定する中型自動車を使用して中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る技能検定を行う場合及び当該技能検定に係る技能教習を行う場合におけるコースの形状及び構造に関する基準は、第二条新府令別表第三の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

20 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条新府令第三十四条の技能検定に合格している者は、第二条新府令第三十四条の技能検定に合格した者とみなす。

21 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第一条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、第二条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

22 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する日までに中型免許（AT中型免許を除く。）又は準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第二条新府令第三十三条第五項第一号チ及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

23 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する日までに中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第二条新府令別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（大型免許等に関する経過措置）

第四条 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車、

準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許（以下「AT大型免許」という。）を除く。）に係る技能検査及び技能試験については、第三条の規定による改正後の道路交通法施行規則（以下この条及び次条において「第三条新府令」という。）第二十四条（第三条新府令第十八条の二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2 大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型仮免許（以下「AT大型仮免許」という。）を除く。）に係る技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）については、第三条新府令第二十四条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 AT自動車以外の自動車を使用して行う大型免許（AT大型免許を除く。）に係る技能検査及び技能試

験は、第三条新府令第二十四条第十一項（第三条新府令第十八条の二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量一万キログラム以上の大型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項第二号に規定する自衛隊用自動車をいう。以下同じ。）に限る大型免許にあつては、最大積載量六千キログラム以上の大型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）を使用して行うことができる。

4 AT自動車以外の自動車を使用して行う大型仮免許（AT大型仮免許を除く。）に係る技能試験（乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものを除く。）は、第三条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量一万キログラム以上の大型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車を練習の

ため若しくは試験等において運転しようとする者については、最大積載量六千キログラム以上の大型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）を使用して行うことができる。

5 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条新府令第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた第二条新府令第二十四条第十項に定める基準に達する成績を得ている者については、第三条新府令第十八条の二の三の技能検査において同条第四項の規定により読み替えられた第三条新府令第二十四条第十項に定める基準に達する成績を得た者とみなす。

6 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第二条新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書は、第三条新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書とみなす。

7 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格している者は、第三条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格した者とみなす。

8 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に技能試験について第二条新府令第二十八条の規定により交付

された運転免許試験成績証明書は、技能試験について第三条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

9 指定自動車教習所における大型免許（AT大型免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第三条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第三条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

10 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型免許（AT大型免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第三条新府令第三十三条第五項第一号チ又は第三十四条第二項第二号若しくは第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第三条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 指定自動車教習所におけるAT自動車以外の自動車を使用して行う大型免許（AT大型免許を除く。）に係る技能検定は、第三条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずる

ものとされる第三条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、最大積載量一万キログラム以上の大型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが一一・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が六・九〇メートル以上のもの（運転することができ大型自動車を自衛隊用自動車に限る大型免許にあつては、最大積載量六千キログラム以上の大型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが六・六五メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が四・四〇メートル以上のもの）を使用して行うことができる。

12 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条新府令第三十四条の技能検定に合格している者は、第三条新府令第三十四条の技能検定に合格した者とみなす。

13 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第二条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、第三条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

14 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する日までに大型免許（AT大型免

許を除く。)に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第三条新府令第三十三条第五項第一号チ及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(大型第二種免許等に関する経過措置)

第五条 大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」という。)(運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型第二種免許(以下「AT大型第二種免許」という。))を除く。)及び大型仮免許(AT大型仮免許を除く。))に係る技能試験(大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。))については、第四条の規定による改正後の道路交通法施行規則(以下この条において「第四条新府令」という。)(第二十四条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。)

2 AT自動車以外の自動車を使用して行う大型第二種免許(AT大型第二種免許を除く。))及び大型仮免

許（ＡＴ大型仮免許を除く。）に係る技能試験（大型仮免許に係る技能試験にあつては、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者に対するものに限る。）は、第四条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車（ＡＴ自動車以外の自動車に限る。）で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が五・一五メートル以上のものを使用して行うことができる。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格している者は、第四条新府令第二十四条に規定する技能試験に合格した者とみなす。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に技能試験について第三条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書は、技能試験について第四条新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

5 指定自動車教習所における大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第四条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第四条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定に

かわならず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、第四条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第四条新府令第二十四条及び別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 指定自動車教習所におけるAT自動車以外の自動車を使用して行う大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）に係る技能検定は、第四条新府令第三十四条第二項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる第四条新府令第二十四条第十一項の規定にかかわらず、当分の間、乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車（AT自動車以外の自動車に限る。）で長さが一〇・〇〇メートル以上、幅が二・四〇メートル以上、最遠軸距が五・一五メートル以上のものを使用して行うことができる。

8 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第三条新府令第三十四条の技能検定に合格している者は、第四条新府令第三十四条の技能検定に合格した者とみなす。

9 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第三条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、第四条新府令第三十四条の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

10 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を経過する日までに大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）に係る法第九十九条第一項の規定による申請をした者に対する同項の規定による指定の基準については、第四条新府令別表第四の一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第六条 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「新府令第二十二條」を「道路交通法施行規則第二十二條」に、「第二項」を「第二項、第五項及び第七項」に、「第三項、第五項及び第六項」を「第四項、第六項、第九項及び第十項」に、

「新府令第二十八条の二」を「同規則第二十八条の二」に、「第二十四条第一項」を「同規則第二十四条第一項」に、「同条第三項」を「同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同項第一号中「AT普通免許」とあるのは「AT中型免許」と、「普通自動車」とあるのは「中型自動車、準中型自動車及び普通自動車」と、同条第六項」に、「同項第三号中「普通免許」を「普通免許」に、「同条第四項」を「同条第八項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に、「同項第二号中」を「同項第四号中「普通免許」とあるのは「中型免許」と、」に、「同条第六項」を「同条第十項」に、「同条第七項及び第八項」を「同条第十一項及び第十二項」に、「第二十五条中」を「同規則第二十五条中」に、「第二十六条中」を「同規則第二十六条中」に改める。

第七条 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。

附則第七項中「及び第七項」を「第六項及び第八項」に、「第六項、第九項及び第十項」を「第七項、第十項及び第十一項」に、「部分」を「技能試験に係る部分」に、「同項第一号」を「同項第三号」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条

第十項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「普通免許」とあるのは「中型免許」と、同条第十項及び第十二項」を「普通免許、」とあるのは「中型免許、」と、同条第十二項及び第十三項」に改める。

第八条 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。

附則第七項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

第九条 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「新府令第二十四条第六項」を「道路交通法施行規則第二十四条第十項」に改める。

第十条 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第二十四条第十項」を「第二十四条第十一項」に改める。